

鳥取県公報

平成 20 年 4 月 30 日 (水) 第7986号

毎週火・金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	貸付金の元利償還金の徴収及び収納の事務の委託(3 収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更(322) 生活保護法による指定介護機関の変更の届出(323) 生活保護法による居宅介護事業、介護予防事業及び	(指導管理課)・・・・・・・2 (福祉保健課)・・・・・・・2
			(324) (〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			身体障害者福祉法による医師の指定 (326) (障害福祉	
			障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 平成20年度森林整備業務等制限付一般競争入札の調	
			(328) (林政課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·······6
			建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募(329)(県土総務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	こ係る一般的事項等・・・・・・・・・
			建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る-	C .
			土地改良区の役員の就任 (331) (東部総合事務所農権	
\Diamond	公	告	土地改良法による換地処分(332)(中部総合事務所) 警備業務に係る検定合格者審査の実施(警察本部生)	
\Diamond	調達	公告		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

示

鳥取県告示第 321 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の徴収及び 収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 治

1 委託の相手

山陰債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金 鳥取県林業改善資金貸付金(平成元年度貸付決定番号1-1-3-6号に係るものに限る。)

3 委託年月日 平成 20 年 4 月 10 日

鳥取県告示第 322 号

鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規則第17号)第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさば き人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 治 井 伸

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
	株式会社山陰	小売りさばき人	山陰合同銀行	山陰合同銀行	平成 20 年 4 月 21 日
73	合同銀行倉吉	の名称	倉吉駅前支店	倉吉駅前出張所	
	駅前出張所				

鳥取県告示第323号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、 指定介護機関から事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次 のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

友 新	主たる事務所の所在	居宅介護事業所の名	居宅介護事業所の所	変更年月日
名称 	地	称	在地	发 史平月日
医療法人社団日	日野郡日野町根雨	医療法人社団日翔会	日野郡日野町根雨 899	平成 20 年 4 月 1
翔会	909-1	おしどり荘訪問介護	-1	日
		事業所		

2 介護予防事業者

友 新	主たる事務所の所在	介護予防事業所の名	介護予防事業所の所	亦更年日日
名称 	地	称	在地	変更年月日
医療法人社団	日日野郡日野町根雨	医療法人社団日翔会	日野郡日野町根雨 899	平成 20 年 4 月 1
翔会	909 — 1	おしどり荘訪問介護	-1	日
		事業所		

3 居宅介護支援事業者

友 新	主たる事務所の所在	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	変更年月日
名称	地	の名称	の所在地	发 史平月日
医療法人社団日	日野郡日野町根雨	日翔会居宅介護支援	日野郡日野町根雨 899	平成 20 年 4 月 1
翔会	909 — 1	事業所	- 1	日

鳥取県告示第 324 号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、 指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所 在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の 所在地	廃止年月日
鳥取医療生活	鳥取市末広温泉町	すえひろ生協診療所	鳥取市弥生町 347	平成 20 年 3 月 31 日
協同組合	566			

2 介護予防事業者

	名	称	主たる事務所の所 在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の 所在地	廃止年月日
Ī	鳥取医療	医生活	鳥取市末広温泉町	すえひろ生協診療所	鳥取市弥生町 347	平成 20 年 3 月 31 日
	協同組合		566			

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所 在地	居宅介護支援事業所 の名称	居宅介護支援事業 所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人鳥	鳥取市伏野 2259-	三津白寿苑	鳥取市三津 869-	平成 20 年 3 月 31 日
取県厚生事業団	43		7	

鳥取県告示第 325 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第

55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所	居宅介護事業所	居宅介護事業所	居宅介護事業の	指定年月日
右你	の所在地	の名称	の所在地	種類	相处 十 万 1
ふかはんサー	鳥取市賀露町	しおさいデイサ	鳥取市賀露町北	通所介護	平成 20 年 4 月
ビス有限会社	北三丁目9-	ービス	二丁目11-25		1 日
	23				
社会福祉法人	日野郡日野町	グループホーム	日野郡日野町生	認知症対応型共	"
日南福祉会	下石見2315	虹の郷	山346-1	同生活介護	"
		認知症デイサー		認知症対応型通	
"	"	ビスセンター虹	"	所介護	"
		の郷			
社会福祉法人	鳥取市吉岡温	小規模多機能施	鳥取市里仁54-	小規模多機能型	平成20年4月
温和会	泉町52-1	設さとに暖の里	1	居宅介護	14日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所	介護予防事業所	介護予防事業所	介護予防事業の	指定年月日
4 你	の所在地	の名称	の所在地	種類	相是平月日
ふかはんサー	鳥取市賀露町	しおさいデイサ	鳥取市賀露町北	介護予防通所介	平成 20 年 4 月
ビス有限会社	北三丁目9-	ービス	二丁目11-25	護	1 日
	23				
社会福祉法人	日野郡日野町	グループホーム	日野郡日野町生	介護予防認知症	
日南福祉会	下石見2315	虹の郷	山346-1	対応型共同生活	"
				介護	
		認知症デイサー		介護予防認知症	
"	"	ビスセンター虹	"	対応型通所介護	"
		の郷			

3 居宅介護支援事業者

to The	主たる事務所の所	居宅介護支援事業所の	居宅介護支援事業所の所	松
名称	在地	名称	在地	指定年月日
長谷川千鳥	米子市富益町 4340	長谷川居宅介護支援事	米子市大崎 1734-5	平成 20 年 3 月
		業所		1 日
医療法人アス	鳥取市吉方温泉一	居宅介護支援事業所風	鳥取市立川町五丁目 312	,,
ピオス	丁目 653	紋館	-1	"

4 介護予防支援事業者

名称	主たる事務所の所 在地	介護予防支援事業所の 名称	介護予防支援事業所の所 在地	指定年月日
若桜町	八頭郡若桜町大字	若桜町包括支援センタ	八頭郡若桜町大字若桜	平成 20 年 3 月
	若桜 801-5	_	801 – 5	1 目

鳥取県告示第326号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害 者福祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤務先
循環器科	心臟機能障害	森谷 尚人	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
整形外科	肢体不自由	小畑 哲哉	東伯郡三朝町山田690 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院
内科	じん臓機能障害	山本 了	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
整形外科	肢体不自由	橋本 達宏	II.
II	II.	榎田 誠	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
内科	じん臓機能障害	佐藤暢	米子市旗ヶ崎七丁目17-8 医療法人清生会谷口病院附属診療所東伯 サテライト
外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	大井 健太郎	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
泌尿器科	じん臓機能障害、ぼうこ う又は直腸機能障害	森實 修一	II .

鳥取県告示第 327 号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定し たので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は 名称	開設者の住所	指定自立支援医 療機関の名称	指定自立支援医 療機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
山本 栄	倉吉市宮川町 二丁目 76	山本内科医院	倉吉市宮川町二 丁目 76	育成医療 更生医療	平成 20 年 3 月 19 日

株式会社保健企画	鳥取市青谷町	ひまわり薬局	鳥取市末広温泉	育成医療	平成20年4月1
代表取締役 中嶋	絹見194		町574	更生医療	日
直己				精神通院医療	
有限会社たむら薬	鳥取市西町三	みなみ薬局	鳥取市富安一丁	育成医療	平成20年5月1
局 代表取締役	丁目311		目 76	更生医療	日
下田 宗人					
株式会社アウル調	広島県府中市	杏薬局	倉吉市上井町一	育成医療	
剤 代表取締役	元町9-1		丁目137	更生医療	"
乃美 和彦				精神通院医療	
有限会社アライブ	境港市上道町	アライブ薬局	境港市上道町		
薬局 代表取締役	3052 - 1	上道店	3052 - 1	"	"
田中 伸生					
岩本 陽子	八頭郡八頭町	いわもと薬局	八頭郡八頭町坂	育成医療	,,
	船岡563-3		⊞350−7	更生医療	"
有限会社きしだ	八頭郡八頭町	きしだ薬局	八頭郡八頭町宮	育成医療	
代表取締役 岸田	宮谷221-2		谷221-2	更生医療	JJ
茂				精神通院医療	

鳥取県告示第328号

平成20年度において県が発注する森林整備業務(植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。)及び松くい虫 駆除業務(以下「森林整備業務等」という。)の委託に係る制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号。以下「自治法施行令」という。)第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競 争入札をいう。以下同じ。) に参加する者に必要な資格、入札手続等については、当該入札ごとに別に行う公告 (以下「調達公告」という。) によるほか、次に定めるところによるものとする。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる要件のすべてを具備していなければならない。
 - (1) 自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 県内に事務所を有する事業者であること。
 - (3) 鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日発出第36号)第5条第1項に規定する 競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等制限付一般競争入札試行実施 要綱(平成18年5月22日付第200600016712号鳥取県農林水産部長通知。以下「試行実施要綱」という。) 第4条第1項の規定による届出(以下「届出」という。)を行ったものであること。ただし、鳥取県森林整備 事業等取扱要綱(平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知)第3条第1項の規定に より森林整備事業等の指名競争入札参加に必要な届出書を提出している事業者は、試行実施要綱第4条第1 項の規定による届出を行ったものとみなす。
 - (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置(不正又は不当な行為を行った入 札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。)を受けた期間に含ま れていないこと。
 - (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律 第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規 定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (6) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務 関係があるものをいう。) にある者(入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。) の うちに、当該入札に係る業務(以下「発注業務」という。)の現場代理人又は専門技術者としてその履行期間 中配置することができる技術者(次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。)を有していること。
 - ア 技術士 (森林部門について、技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号) 第6条に規定する技術士試験の第2次 試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。)
 - イ 林業普及指導員(森林法(昭和26年法律第249号)第187条に規定する者をいう。)
 - ウ 林業改良指導員(森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)による改正前の森林法第187 条第5項に規定する者をいう。)
 - エ 林業技士(社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部 門の研修を受講し、かつ、同協会理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。)
 - オ 林業作業士(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第11条の規定により指定 された林業労働力確保支援センターが実施する林業就業者リーダー養成研修を修了し、同センターに林業 作業士として認定された者をいう。)
 - カ 専門的な指導監督を含めた森林整備業務等の実務経験が年間 150 日以上かつ 10 年以上に達する者
- (7) 他の入札者と次のいずれかの関係にある者でないこと。なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。 ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除く すべての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。
 - ア 一の入札者(その代表取締役を含む。以下同じ。)が他の入札者の議決権保有者(その会社の総株主又は 総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。)である関係
 - イ 一の入札者と他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係
 - ウ 一の入札者の代表取締役(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任さ れた管財人を含む。以下同じ。) が他の入札者の代表取締役を兼ねている関係
 - エ その他アからウまでの関係に準ずる関係
 - オ 入札参加者が、森林組合法(昭和53年法律第36号)第4条に規定する組合である場合は、アにおいて 「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「一の入札者の代表取締役」を「一の入札者の代表理事」 と、「他の入札者の代表取締役」を「他の入札者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。
- 2 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
 - (1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。
 - (2) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金 額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札 者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額(以下、 「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格(最低制限価格以上のものに限る。以下「最 低価格」という。)をもって有効な入札をした者(失格とされた者を除く。以下同じ。)とする。
 - (4) 不落札による再度入札の回数は、2回までとする。
 - (5) 入札においては、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第129 条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によ り再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。
 - なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさ らに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させない。
 - (6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は 中止することができる。
 - (7) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。
 - ア 入札保証金

入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出し なければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条に定める担 保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の 全部又は一部を免除する場合がある。

- (ア) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (イ) 鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日発出第36号)第5条第1項に規定 する競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、試行実施要綱第4条第1項による届出を行 い受理され、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金

落札者は、 契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。 この場合に おいて、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- 3 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。
 - (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、インターネットの県のホームページ (http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3697)(以下「県HP」という。)に掲載することにより 行う。
 - (2) 入札書の様式は、常時県HPに掲載するとともに、調達公告の日から入札の日までの間の各日(鳥取県 の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する鳥取県の休日(以下「休日」という。)を除く。) の午前9時から午後4時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。
 - (3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日(休日を除く。)の午前9時から午 後4時までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。
 - (4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。
- 4 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先は次のとおり。
 - (1) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7425、7431、7824 又は7433

(2) 届出に必要な書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県農林水産部林政課森林企画担当

電話 0857-26-7299 又は7254

鳥取県告示第329号

県が発注する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事(以 下「建設工事」という。) の制限付一般競争入札を、当該入札に参加する者(以下「入札参加者」という。) を公 募する方法により行う場合には、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号。以 下「入札規則」という。)、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)、鳥取県建設工事等電子入札執行要領 (平成17年5月16日付第200500002083号鳥取県県土整備部長通知)、鳥取県建設工事等紙入札執行要領(平成 11年7月9日付管第223号鳥取県土木部長通知)及び当該入札に係る調達公告(当該入札ごとに別に行う公告を いう。以下同じ。)によるほか、次に定めるところによる。

平成 19 年鳥取県告示第 768 号(建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等につ いて)は、平成20年4月29日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った建設工事で、その制限付一 般競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可のうち、調達公告で指定するものを 受けていること。
 - (3) 平成18年鳥取県告示第432号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等 について)、又は平成19年鳥取県告示第786号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に 必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定す る建設工事の種別(以下「発注工種」という。)に係るもの(当該発注工種が格付工種(発注工種のうち格付 を行うものをいう。)である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。)を有する こと。
 - (4) 鳥取県知事から資格(指名)停止措置(不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定 の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。)を受けた期間が、当該入札の開札日までの 期間に含まれていないこと。
 - (5) 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領(平成19年8月2日付第200700072739号県土整備部長通知)第 10条に基づく資格保留の期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に含まれていないこと。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年 法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあっては、当該申立てが行われた日以後 の日を審査基準日とする経営事項審査(法第27条の23第1項の審査をいう。以下同じ。)を受け、その結果 に基づき、開札日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
 - (7) 当該入札に係る工事(以下「発注工事」という。)の設計業務の受託者(調達公告で指定する者とする。) と次のいずれかの関係にある者でないこと。
 - ア 入札参加者が当該受託者の発行済株式総数の2分の1を超える株式を保有し、又はその出資の総額の2 分の1を超える出資をしていること。
 - イ 入札参加者の代表権を有する役員(入札参加者が個人である場合にあっては、当該個人)が当該受託者 又は当該受託者の代表権を有する役員であること。
 - (8) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務 関係であって、開札日の3月以上前から継続しているものをいう。)にある者(入札参加者自身及びその役員 を含む。以下「継続雇用者」という。以下同じ。)のうちに、発注工事の主任技術者又は監理技術者としてそ の施工期間中配置することができる技術者(調達公告で定める資格を有する者に限る。以下「配置技術者」 という。)を有していること。
 - (9) 継続雇用者のうちに、発注工事の現場代理人としてその施工期間中配置することができる者を有してい ること。
 - (10) 配置技術者に同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(以下「技術 者等」という。)として当該同種工事を施工管理した実績(現場代理人として従事した実績を認める場合につ いては、その施工当時に鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領(平成14年5月22日付管第471 号県土整備部長通知) 別表に定める特定資格(以下「特定資格」という。) を有する者であったときのものに 限り、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した実績については、出資比率が調達公告で定める割 合以上の構成員の技術者等としてのものに限る。以下「施工管理実績」という。) があることを入札参加者の 条件とする場合にあっては、当該施工管理実績を有していること。
 - (11) 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)として入札に参加することを条件とする場合に あっては、その構成員が(1)から(10)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を

具備すること。

- ア 自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。
- ウ 共同施工方式(一の工事について、各構成員の分担を定めず、共同して施工する方式をいう。以下同じ。) の共同企業体にあっては、出資比率の最も大きい構成員(当該構成員が複数あるときは、そのいずれか) が代表者となり、各構成員は、発注工事全体について連帯して責任を負うこと。
- エ 分担施工方式(一の工事について、各構成員の分担を定めて施工する方式をいう。以下同じ。)の共同企 業体にあっては、分担工事に係る工事費が最も大きい構成員(当該構成員が複数あるときは、そのいずれ か)が代表者となり、各構成員は、それぞれの分担工事について責任を負うとともに、発注工事全体につ いても連帯して責任を負うこと。
- オ 分担施工方式の共同企業体にあっては、構成員のいずれかが発注工事の施工中に破産手続開始又は解散 をしたときは、当該共同企業体は解散するものとされていること。
- 2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しな ければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成員が作成し、 代表者が一括して提出するものとする。
 - (1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで 作成すること。ただし、電子入札(入札規則第19条第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。)の場合 にあっては、入札参加書類(添付すべき書類を含み、持参すべき書類(当該書類に記載すべき事項を電磁的 記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ って、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録するためには記録媒体に3メガバイト を超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているものウに定め る添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えて、インターネット の県のホームページ (http://nyusatsu.pref.tottori.jp) (以下「入札情報HP」という。) の電子入札シス テムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。
 - ア 制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号)
 - イ 県外に本店を有する者にあっては、経営事項審査の区分に係る発注工事の総合評定値(法第27条の29 第1項に規定する総合評定値をいう。) の通知書の写し(対象となる経営事項審査の審査基準日の対象期間 は、調達公告の公告日の属する年度の前々年度(以下「前々年度」という。)の10月1日からその翌年度 (以下「前年度」という。)の9月30日まで(前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行っ た建設業者(前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経 営事項審査を受審していない者に限る。) については、前年度の10月1日から前年度の12月31日まで) の間とする。ただし、前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定又は民事再生法に よる再生手続開始の決定が行われた建設業者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の 日(その日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査も受審してい る者については、当該審査基準日)とする。)
 - ウ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注 工事の入札及び請負代金の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状
 - エ その他調達公告に定める書類
 - (2) 入札参加書類並びに入札書及び工事費内訳書(以下これらを「提出書類」という。)は、調達公告で定め られた提出期間内の各日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定す る県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時30分までの間に、調達公告で定める 部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同 条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達により提出すること。ただし、電子入札の 場合にあっては、その持参、郵送又は信書便による送達に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入

札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、3の(4)に定め るところにより行うものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する入札参加者の負担とし、提出された提出書類 は、返却しない。
- (4) 提出された提出書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第10条第1項に規定する 非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該 入札以外の用途に使用することはない。
- 3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
 - (1) 入札参加者は、第1回目の入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内訳書(別に定めると ころに従って作成されたものに限る。以下同じ。)を当該入札の会場に持参し、入札の執行者が求めたときは、 直ちにこれを提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、所定の提出期間の末日までに、工事費内 訳書に記載すべき事項の電子入札画面への入力及び送信(当該工事費内訳書が持参すべき書類に該当する場 合にあっては、(3)によるものとする。以下「内訳書の送信」という。)を必ず行っておくこと。

なお、工事費内訳書については、次に掲げる事項に留意すること。

- ア 電子入札の場合において、内訳書の送信を行っていない者のした入札は、無効とする。
- イ 提出した工事費内訳書の内容(内訳書の送信を行った場合にあっては、当該送信の内容)に重大かつ明 白な不備がある者又は紙入札(電子入札以外の入札をいう。)の場合において入札の執行者の求めに応じて その場で工事費内訳書を提出しない者は、失格とする。
- ウ 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- エ 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 1に掲げる入札参加資格の審査は、開札の結果、落札予定者(最低制限価格を設定している建設工事に ついて予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格を提示した者のうち最低の価格を提示したもの、 総合評価入札方式を行った建設工事について総合評価の点数が最も高い者又はその他の入札案件について予 定価格の範囲内で最低の価格を提示した者をいう。)となった者に対して行う。この場合において、当該落札 予定者が2の(2)又は3の(2)に規定する持参すべき書類がある場合は、入札執行者の求めに応じて速やか に提出するものとする。
- (4) 落札者は、落札予定者で1に掲げる条件を満たすことが確認された者とする。ただし、調査基準価格(入 札規則第30条第1項に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を設定する場合において、その者の入札 価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と 本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定 価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と する。
- (5) 落札者が契約締結の日までに資格(指名)停止措置を受けた場合は、その者を失格とし予定価格の範囲 内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を改めて落札者に決定 する。
- (6) 最低価格を提示した者(総合評価入札方式を行った建設工事については、総合評価の点数が最も高い者) であって、1 に掲げる条件を具備しないとされた者については、その旨及び条件を具備しないとした理由(以 下「資格不備理由」という。)を入札情報HPに入札結果とともに掲載する。
- (7) (3)による審査対象となったが、1に掲げる条件を具備しない者として失格となった者は、書面により

失格の理由について発注機関に説明を求めることができる。

- (8) 発注機関は、(7)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から6日(休日を除く。)以 内に書面により回答するものとする。
- (9) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められると きは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定めるところにより、配置技術者に加え、当該 落札者(共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体の構成員のいずれかと し、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、構成員全員とする。)の継続雇用者であって 特定資格を有する者(以下「追加技術者」という。)を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求め

この場合において、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定める追加技術者調書(次に掲 げる条件を満たすものに限る。)を期限(紙入札の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日 の翌日の午前12時)までに提出できない者は失格とする。

- ア 資格者証等が添付されているものであること。
- イ 当該追加技術者調書に重大かつ明白な不備があるものでないこと。
- ウ 追加技術者は、開札時において他の工事の工事現場に専任しているものでないこと。
- (10) 落札者は、配置技術者及び追加技術者(必要とされる場合に限る。)を発注工事にその施工期間中専任で 配置しなければならない。ただし、配置技術者を専任で配置することが入札参加者の条件とされていないと きは、配置技術者については発注工事に専任としなくてもよい。
- (11) 落札者が発注工事に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、 当該入札に係る契約は、解除する。
- (12) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争 の意思がないと認めたときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (13) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触す る行為を行ってはならない。
- (14) 当該入札の前に当該入札に関し鳥取県談合情報マニュアルに定める談合情報があった場合は、同マニュ アル第2の2の(3)に基づき条件付入札を行う。
- (15) 調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、 発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力すること。
- (16) 本件工事において落札決定をされた者であっても、契約日 (議決を要する工事にあっては、議決の日の 翌日)までの間に資格(指名)停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。
- (17) 入札に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効と する。

4 落札決定後の手続

- (1) 入札終了後、落札者(免税業者に限る。)は、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。
- (2) 請負代金の額が 100 万円以上の工事については、鳥取県建設工事執行規則(昭和 48 年鳥取県規則第 66 号) 第8条の規定による契約保証金として請負代金の額の10分の1以上の額を保証する次のいずれかに掲げ る保証を付さなければならない。ただし、落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がな されないおそれがあると認められるときは、当該契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とする。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ウ 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に 規定する金融機関をいう。) 又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律 第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。) の保証
 - エ 公共工事履行保証証券による保証
 - オ 履行保証保険契約の締結

(3) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項の規定による前金払については、請負代金額100万円以上の工事 について、請負代金額の10分の4(入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれ があると発注者が認めた場合には、10分の2)の範囲内において前金払をする。ただし、施工時期選択制度 による工事の前金の支払は、着工日以降とする。

また、前金払の額を請負代金の10分の2にすることに伴う一般管理費等の率の補正を理由とした変更契約 は、認めないものとする。

- (4) 落札者は、契約時に中間前金払又は部分払を選択しなければならない。ただし、入札価格によっては当 該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が認めた場合には、中間前金払は選択 できないものとする。
- (5) 落札者が(4)により中間前金払を選択し、保証事業会社と中間前金払に関し工期を保証期間とする保証 契約を締結した場合は、(3)により既に支払った前払金に追加して、請負代金額の10分の2の範囲内におい て前金払をする。
- (6) 落札者が(4)により部分払を選択した場合の部分払の回数については、鳥取県建設工事執行規則第65 条第4項の規定による。ただし、(3)及び(4)については、支払年度が指定されている場合においては、別 途指定された年度によるものとする。
- (7) 施工時期選択制度対象工事の場合、落札者は開札日の翌日から起算して3日を経過する日(その日が閉 庁日の場合は、その翌日とする。) までに、施工時期承認申請をし、発注者の承認を受けなければならない。
- 5 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた 質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、電子入札システムの所定の画面(「入札閲覧設計書」に対す る質問内容及び回答内容) において閲覧できる。

- 6 入札の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。
 - (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、入札情報HPに掲載することにより行う。
 - (2) 入札参加書類の様式は、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日に、入札情報 HPに掲載するとともに、当該各日(休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場 所で希望者に交付する。
 - (3) 発注工事に関する図書は、調達公告の日から開札の日までの間の各日(休日を除く。)の午前9時から午 後5時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。
 - (4) 発注工事に関する図書の複写物は、開札日の3日(休日を除く。)前までに、発注機関が指定する業者に 申し込むことにより購入することができる。
 - (5) 発注工事の内容に関する説明会等は、原則として開催しない。

様式第1号

制限付一般競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の工事の制限付一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、 以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工事名:

許可番号 国土交通大臣 • 知事 許可 (-) 第 住 所

商号又的	は名称
------	-----

代 表 者 印

担当者

連絡先(電話番号) () – ()

1. 基本事項

番号	確認事項	回答欄		
1	自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない		
2	資格(指名)停止措置	該当あり (年 月 日まで)・該当なし		
3	本工事の設計業者との関係	有・無		
4	建設業許可の営業所の 専任技術者の氏名			
5	建設業許可の営業所の 経営業務管理責任者の氏名			

2. 会社実績

番号	番号項目	会社実績 1	会社実績 2
1	実績工事名		
2	実績工事内容証明書	CORINS 登録番号 () その他 (契約書等) ()	CORINS 登録番号 () その他 (契約書等) ()

3. 技術者要件(配置予定技術者)

番号	項目	番号	技	技術者 1		ħ	技術者 2	
1	配置予定技術者のほ	氏名						
2	継続雇用期間		年 (昭和・平成	月 年 月	日採用)	年 (昭和・平成	月 年 月	日採用)
3	調達公告で定める資格者証	資格に係	名称(昭和・平成 交付番号(年月) 日交付)	名称(昭和・平成 交付番号(年月) 日交付)
4	監理技術者資格者記	証	建設業の種類 昭和・平成 交付番号() 日交付)	建設業の種類 昭和・平成 交付番号() 日交付)
5	おける他工事	事名 期 生事役職						
6	実績工事名							

7	実績工事内容証明書	CORINS 登録番号 () その他 (契約書等) ()	CORINS 登録番号 () その他 (契約書等) ()
8	実績工事従事役職		

鳥取県告示第330号

県が発注する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事(以 下「建設工事」という。)の指名競争入札を、当該入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)を公募する 方法により行う場合には、当該入札ごとに別に行う公告(以下「調達公告」という。)によるほか、次に定めると ころによる。

平成 19 年鳥取県告示第 769 号 (建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について) は、平成20年4月29日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った建設工事で、その指名競争入札の 執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可のうち、調達公告で指定するものを 受けていること。
 - (3) 平成 18 年鳥取県告示第 432 号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等 について)、又は平成19年鳥取県告示第786号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に 必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定す る建設工事の種別(以下「発注工種」という。)に係るもの(当該発注工種が格付工種(発注工種のうち格付 を行うものをいう。)である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。)を有する こと。
 - (4) 鳥取県知事から資格(指名)停止措置(不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定 の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。)を受けた期間が、応募書類(当該入札への 参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)が指名を受けるためにあらかじめ提出すべきものとして、 調達公告に定める書類をいう。以下同じ。)を提出する期間として調達公告に定める期間(以下「応募期間」 という。) の末日から当該入札の開札日までの期間に含まれていないこと。
 - (5) 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領(平成19年8月2日付第200700072739号県土整備部長通知)第 10条に基づく資格保留の期間が、応募期間の末日から当該入札の指名通知の日までの期間に含まれていない こと。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年 法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあっては、当該申立てが行われた日以後 の日を審査基準日とする経営事項審査(法第27条の23第1項の審査をいう。以下同じ。)を受け、その結果 に基づき、応募期間の末日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
 - (7) 当該入札に係る工事(以下「発注工事」という。)の設計業務の受託者(調達公告で指定する者とする。) と次のいずれかの関係にある者でないこと。
 - ア 入札参加者が当該受託者の発行済株式総数の2分の1を超える株式を保有し、又はその出資の総額の2 分の1を超える出資をしていること。
 - イ 入札参加者の代表権を有する役員(入札参加者が個人である場合にあっては、当該個人)が当該受託者

又は当該受託者の代表権を有する役員であること。

- (8) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務 関係であって、応募期間の末日の3月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。) にある者 (入札参加 者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。)のうちに、発注工事の主任技術者又は監理技術者 としてその施工期間中配置することができる技術者(調達公告で定める資格を有する者に限る。以下「配置 技術者」という。)を有していること。
- (9) 継続雇用者のうちに、発注工事の現場代理人としてその施工期間中配置することができる者を有してい ること。
- (10) 配置技術者に同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(以下「技術 者等」という。)として当該同種工事を施工管理した実績(現場代理人として従事した実績を認める場合につ いては、その施工当時に鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領(平成14年5月22日付管第471 号県土整備部長通知) 別表に定める特定資格(以下「特定資格」という。) を有する者であったときのものに 限り、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した実績については、出資比率が調達公告で定める割 合以上の構成員の技術者等としてのものに限る。以下「施工管理実績」という。) があることを入札参加者の 条件とする場合にあっては、当該施工管理実績を有していること。
- (11) 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)として入札に参加することを条件とする場合に あっては、その構成員が(1)から(10)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を 具備すること。
 - ア 自主的に結成されたものであること。
 - イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。
 - ウ 共同施工方式(一の工事について、各構成員の分担を定めず、共同して施工する方式をいう。以下同じ。) の共同企業体にあっては、出資比率の最も大きい構成員(当該構成員が複数あるときは、そのいずれか) が代表構成員となり、各構成員は、発注工事全体について連帯して責任を負うこと。
 - エ 分担施工方式(一の工事について、各構成員の分担を定めて施工する方式をいう。以下同じ。)の共同企 業体にあっては、分担工事に係る工事費が最も大きい構成員(当該構成員が複数あるときは、そのいずれ か)が代表構成員となり、各構成員は、それぞれの分担工事について責任を負うとともに、発注工事全体 についても連帯して責任を負うこと。
 - オ 分担施工方式の共同企業体にあっては、構成員のいずれかが発注工事の施工中に破産手続開始又は解散 をしたときは、当該共同企業体は解散するものとされていること。
- 2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、 共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出する
 - (1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで 作成すること。ただし、電子入札(鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。) 第19条第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。) の場合にあっては、 応募書類(添付すべき書類を含み、持参すべき書類(当該書類に記載すべき事項を電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に よる情報処理の用に供されるものをいう。)に記録するためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要 となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びウに定める添付書類その 他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えて、インターネットの県のホームペ ージ (http://nyusatsu.pref.tottori.jp) (以下「入札情報HP」という。) の電子入札システムに係る所定 の画面(以下「電子入札画面」という。)に記載すべき事項を入力するものとする。
 - ア 限定公募型指名競争入札参加申込書(様式第1号)
 - イ 県外に本店を有する者にあっては、経営事項審査の区分に係る発注工事の総合評定値(法第27条の29 第1項に規定する総合評定値をいう。)の通知書の写し(対象となる経営事項審査の審査基準日の対象期間

- は、調達公告の公告日の属する年度の前々年度(以下「前々年度」という。)の10月1日からその翌年度 (以下「前年度」という。)の9月30日まで(前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行っ た建設業者(前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経 営事項審査を受審していない者に限る。) については、前年度の10月1日から前年度の12月31日まで) の間とする。ただし、前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定又は民事再生法に よる再生手続開始の決定が行われた建設業者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の 日(その日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査も受審してい る者については、当該審査基準日)とする。)
- ウ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注 工事の入札及び請負代金の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状
- エ その他調達公告に定める書類
- (2) 応募書類は、応募期間内の各日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1 項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時30分までの間に、調達公 告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達により提出すること。ただし、 電子入札の場合にあっては、その持参、郵送又は信書便による送達に代えて、当該応募書類に記載すべき事 項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、応募 書類のすべてを持参するものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの によることとし、応募期間の末日の午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

- (3) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者(以下「応募者」という。)の負担とし、提 出された応募書類は、返却しない。
- (4) 提出された応募書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第10条第1項に規定する 非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、応募者に無断で当該入札 以外の用途に使用することはない。
- 3 入札参加者の選定の手続は、次に定めるところによる。
 - (1) 入札参加者は、1に掲げる条件を具備する応募者の中から選定し、指名する。当該入札の期日、場所等 は、当該指名の際に通知する。
 - (2) 指名業者選定時において、鳥取県知事から鳥取県低価格落札者経営診断指導要領第9条に基づく資格保 留の措置を受けている者は指名しないものとする。
 - (3) 当該指名を受けられなかった応募者については、その旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」 という。) を入札情報HPに掲載する。
 - (4) 指名を受けられなかった応募者は、(3)の掲載の日から4日(休日を除く。)以内に、書面(電子入札の 場合にあっては、電子入札画面にその旨を入力し、及び送信すること。以下同じ。)により非指名理由につい て発注機関(発注工事の請負契約(以下「本件契約」という。)を締結する権限を有する県の機関をいう。以 下同じ。) に説明を求めることができる。
 - (5) 発注機関は、(4)により説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の末日から6日 (休日を除く。) 以内に書面により回答するものとする。
 - (6) 予定価格を入札の執行前に公表している建設工事を指名競争入札に付す場合において、1に掲げる条件 を具備する応募者が1者のみのときは、当該入札を中止する。
- 4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
 - (1) 入札参加者は、第1回目の入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内訳書(別に定めると ころに従って作成されたものに限る。以下同じ。)を当該入札の会場に持参し、入札の執行者が求めたときは、 直ちにこれを提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、所定の入札期間の末日までに、工事費内

訳書に記載すべき事項の電子入札画面への入力及び送信(当該工事費内訳書が持参すべき書類に該当する場 合にあっては、調達公告で定める場所への持参とする。以下「内訳書の送信」という。)を必ず行っておくこ

なお、工事費内訳書については、次に掲げる事項に留意すること。

- ア 電子入札の場合において、内訳書の送信を行っていない者のした入札は、無効とする。
- イ 提出した工事費内訳書の内容(内訳書の送信を行った場合にあっては、当該送信の内容)に重大かつ明 白な不備がある者又は紙入札(電子入札以外の入札をいう。)の場合において入札の執行者の求めに応じて その場で工事費内訳書を提出しない者は、失格とする。
- ウ 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- エ 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- (2) 落札者は、発注工事の予定価格の範囲内において最低の価格(最低制限価格を設定する場合にあっては、 当該価格以上のものに限る。)をもって有効な入札をした者(失格とされた者を除く。以下同じ。)とする。 ただし、調査基準価格(入札規則第30条第1項に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を設定する場 合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め られるとき又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認め られるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な 入札をした者を落札者とする。
- (3) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められると きは、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第8条の規定による契約保証金を請負代金 の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の10 分の2以下の額とする。
- (4) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められると きは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定めるところにより、配置技術者に加え、当該 落札者(共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体の構成員のいずれかと し、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、構成員全員とする。)の継続雇用者であって 特定資格を有する者(以下「追加技術者」という。)を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求め る。

この場合において、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定める追加技術者調書(次に掲 げる条件を満たすものに限る。)を期限(紙入札の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日 の翌日の午前12時)までに提出できない者は失格とする。

- ア 資格者証等が添付されているものであること。
- イ 当該追加技術者調書に重大かつ明白な不備があるものでないこと。
- ウ 追加技術者は、開札時において他の工事の工事現場に専任しているものでないこと。
- (5) 落札者は、配置技術者及び追加技術者を発注工事にその施工期間中専任で配置しなければならない。た だし、配置技術者を専任で配置することが入札参加者の条件とされていないときは、配置技術者については 発注工事に専任としなくてもよい。
- (6) 落札者が発注工事に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、 当該入札に係る契約は、解除する。
- (7) 事前に配置予定技術者の提出を求めない入札においては、入札時において入札参加者と直接的かつ恒常 的な雇用関係にある者を工事現場に主任技術者又は監理技術者として配置し、契約時において、当該雇用関 係を証明する書類を提出すること。
- (8) 本件工事において落札決定をされた者であっても、契約日 (議決を要する工事にあっては、議決の日の 翌日)までの間に資格(指名)停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。
- 5 入札閲覧設計書に関する質問
 - 入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた

質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。

- 6 応募の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。
 - (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、入札情報HPに掲載することにより行う。
 - (2) 応募書類の様式は、調達公告の日から応募期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとと もに、当該各日(休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付す
 - (3) 発注工事に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日(休日を除く。)の午前9時から午 後5時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。
 - (4) 発注工事に関する図書の複写物は、入札日の3日(休日を除く。)前までに、発注機関が指定する業者に 申し込むことにより購入することができる。
 - (5) 発注工事の内容に関する説明会等は、原則として開催しない。

様式第1号

限定公募型指名競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の工事の限定公募型指名競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添え て、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工事名:

許可番号 国土交通大臣・知事 許可(-)第 묽 住 所 商号又は名称 代 表 者 担当者 連絡先(電話番号) () – ()

1. 基本事項

番号	確認事項	回答欄	
1	自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない	
2	本工事の設計業者との関係	有・無	
3	建設業許可の営業所の 専任技術者の氏名		
4	建設業許可の営業所の 経営業務管理責任者の氏名		

2. 会社実績

番号	番号項目	会社実績 1	会社実績 2
1	実績工事名		

9	実績工事内容証明書	CORINS 登録番号 ()	CORINS 登録番号()
2	天棋工事的谷証切音	その他(契約書等)()	その他(契約書等)()

3. 技術者要件(配置予定技術者)

番号	番号項目	技術者 1	技術者 2
1	配置予定技術者の氏名		
2	継続雇用期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)
3	調達公告で定める資格に係 る資格者証	名称 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()	名称 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()
4	監理技術者資格者証	建設業の種類 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()	建設業の種類() 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()
5	配置予定技術 工事名 者の申請時に おける他工事 の従事状況等 従事役職		
6	実績工事名		
7	実績工事内容証明書	CORINS 登録番号 () その他 (契約書等) ()	CORINS 登録番号 () その他 (契約書等) ()
8	実績工事従事役職		

鳥取県告示第 331 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり気高町土地改良区から役 員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 則

就任した役員の氏名及び住所

監事 久野忠昭 鳥取市気高町郡家207

平成20年4月1日就任 任期2年

鳥取県告示第 332 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、湯梨 浜町が行う土地改良事業に係る石脇地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用 する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

警備業法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 50 号)附則第 5 条に規定する審査のうち、警備員等の検定 等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定に よる検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
 - (2) 施設警備業務 1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
 - (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級
- 2 実施期日
 - (1) 平成20年7月12日(土)
 - (2) 時間 午前9時から正午まで
- 3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 5 階大会議室

4 審査の方法

審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験とする。この場合 において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- 5 審査定員
 - (1) 各警備業務に係る1級にあっては、それぞれ5名程度
 - (2) 各警備業務に係る2級にあっては、それぞれ10名程度
- 6 審査の対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学 科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務(1級)

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則 第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。) の空港保安警備 業務に係る1級に合格した者

(2) 施設警備業務(1級)

旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務(1級)

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務(1級)

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者

(5) 空港保安警備業務(2級)

旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(6) 施設警備業務(2級)

旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(7) 交通誘導警備業務(2級)

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務(2級)

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者

7 審査申請の受付期間

平成20年5月19日(月)から同月23日(金)までの午前8時30分から午後5時30分まで

8 審査申請書の提出先

次の警察署に提出すること(持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。)。 なお、審査申請の受付は、先着順とし、審査定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地 を管轄する警察署
- 9 審査申請書の提出部数等

審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチ メートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。) 1葉
- (2) 旧規則第8条の規定により交付された合格証(以下「旧合格証」という。)の写し
- (3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、県内に住所を有するもの又はその者が 警備員である場合においてその者の属する営業所が県内にあるものにあっては、住所地を疎明する書面又は 当該営業所に属することを疎明する書面
- 10 審査手数料及び納付方法

審査手数料は、4,700 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄には り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

- 11 その他
 - (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
 - (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 0857-23 *−*0110) にすること。

達 公 告 譋

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 自動車保管場所現地調査及び自動車保管場所のデータ入力業務 38,000件
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 H 平成20年3月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 財団法人鳥取県交通安全協会

鳥取市東町一丁目220

現地調査及びデータ入力業務1件につき1,016.1円(消費税及び地方消費税の額 5 落 村. 金 額

を含まない。)

6 入 札 公 告 日 平成20年2月5日

7 落 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課

及び所在地 鳥取市東町一丁目271